

1. 訪問看護ステーション麒麟の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	訪問看護ステーション 麒麟	
所在地	和歌山県紀の川市粉河951-1	
電話番号	0736-74-3116	
FAX番号	0736-74-3117	
(医療保険指定番号)	(介護保険指定番号)	サービスを提供する地域
訪問看護 (1290064号)	訪問看護・介護予防訪問看護 (3061290064号)	紀の川市、岩出市 (上記地域以外の方はご相談ください)

(2) 事業所の職員体制

	雇用形態	資格	員数
管理者	常勤兼務	看護師	1
訪問看護 職員他	常勤専従	看護師	3
	非常勤専従	保健師	1
	非常勤専従	看護師	2
	非常勤専従	理学療法士	1
	非常勤専従	作業療法士	1

*員数は、変更する事があります。

(3) サービス提供時間帯

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日・12月31日～1月3日

2. 運営方針

- (1) ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- (2) 関係市町村、地域の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所や介護保険施設、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図る。
- (3) 常にご利用者の病状及び心身の状況や、その置かれている環境の的確な把握に努め、ご利用者又はそのご家族に対し、適切な援助を行います。
- (4) 介護保険法、医療保険法の遵守。

3. サービスの内容

(1) 主なサービス内容

病状・障害の観察	清拭・洗髪等の清潔の保持	食事・排泄等の日常生活の援助
褥瘡の予防・処置	リハビリテーション	ターミナルケア
認知症患者の看護	療養生活や介護方法の指導・助言	カテーテル等の管理
その他医師の指示による医療処置		

- (2) 原則として介護保険給付が優先されますが、厚生労働大臣の定める疾病等により医療保険給付でのサービス利用になる場合や、介護保険給付でのサービス利用者でも医師が必要と認めた場合は医療保険給付に変わる場合があります。

4. 利用料金

利用者負担額

※利用料金表は最終ページに記載しています。

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が自己負担となります。

※ その他、状況に応じて加算がつくことがあります。

※ 料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ 医療材料・点滴などの薬剤の費用や訪問看護指示書にかかる費用は、別となっていますのでご注意ください。

- (2) 医療保険からのサービスを利用する場合は、（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。（保険の種類や所得により料金が異なります。）

※ その他、状況に応じて加算がつくことがあります。

※ 医療材料・点滴などの薬剤の費用や訪問看護指示書にかかる費用は、別となっていますのでご注意ください。

※ 高額療養費の外来現物給付により、窓口での支払いが自己負担限度額になることがあります。詳細は、市町村窓口又は、各種保健組合までお尋ねください。

- (3) サービスの中止

ご利用者は、事業者にサービス提供日の前日午後 5 時まで申し出るものとします。

- (4) 支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定する口座より引き落とします。
現金払い	15 日以内にお支払い下さい

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護サービス内容を話し合い、契約を結んだ後サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が入院又は介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・やむを得ない事情により、事業所を閉鎖又は縮小する場合

④その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族が事業者や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

6. 個人情報の取扱い（利用目的）

事業者は、業務上知り得たご利用者及びご利用者のご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、介護サービスの提供上必要な場合、十分に配慮した上、必要最小限の範囲で情報を利用して、又提供します。

(1) 介護サービスのご利用者への介護の提供に必要な利用目的

【当事業所の内部での利用】

- ①当事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・ご利用者の介護サービスの向上

【他の事業所等への情報提供】

①事業所がご利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・ ご利用者へ居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ ご家族等への心身の状況説明

②介護保険事務の内

- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

①当事業所の内部での利用

介護関係事業者の管理運営業務のうち

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当事業所内で行われる学生等の実習及びボランティアへの協力

(2) ご利用者への医療の提供に必要な利用目的

【当事業所内部での利用】

①当事業所がご利用者に提供する医療サービス

②医療保険事務

【他の事業所等への情報提供】

①当事業所がご利用者に提供する医療サービスのうち

- ・ 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
- ・ 検体検査業務及び健康診断の外部委託
- ・ ご家族等への病状説明

②医療保険事務のうち

- ・ 保険事務の委託

③医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

7. 高陽会倫理委員会について

社会福祉法人高陽会では当法人のサービスを利用されている人、もしくは利用された方を対象とする研究を行い、過去から現在において積み重ねたデータや検証した結果を内外の研究発表や外部講師の資料作成等に使用することで福祉の発展、サービスの向上に活用しています。そのうちの一つである高陽会研究発表会においては法人職員のみならず、法人以外の発表参加者を受け入れており、その場合も法人職員と同等の取扱いをしています。

いずれにおいても文部科学省、厚生労働省および経済産業省が告示する「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則って、利用者のプライバシーや人権が守られるように細心の注意を払い、それらが適切に行われるように、倫理に関する審議を執り行う委員会を設置しております。

以下の点については倫理委員会にて審議される内容のうち、共通事項となりますので、ご理解ください。

(1) 研究への参加とその撤回について

研究への参加はご利用者の意思で決めください。参加に同意されない場合でも、一切不利益を受けません。また、いつでも研究への参加をやめることは可能です。

(2) 研究への参加を中止する場合について

利用者の意思により研究へ参加されても、意思に反して中止せざるをえない場合もあります。中止する場合は、その理由およびそれまでの情報の活用方法などを担当者からご説明します。

(3) 研究等に関する情報の提供について

研究計画や関係する資料をお知りになりたい場合は、他の対象の方の個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることは可能です。

(4) 個人情報の取扱いについて

氏名・生年月日などの個人を直接特定できる情報は、すべて第三者には特定できないようにしたうえで、個人情報を保護させていただきます。個人が特定される形ではなく、個人に不利益や危険性が及ぶことはありません。研究成果は研究発表や外部発表、外部講師の資料等での利用を予定していますが、その際も個人を直接特定できる情報は利用しません。

(5) 費用負担、研究資金などについて

費用負担はありません。また謝礼金などのお支払いもありません。

8. 事故発生時の対応方法

- ・ 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
- ・ 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方（緊急連絡先）に速やかに連絡いたします。

10. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、介護サービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

11. 高齢者虐待防止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 佐々木 美竹
-------------	------------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症等対策について

- (1) 当事業所の施設設備について衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. ハラスメント対策の強化

事業者は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. サービス内容に関する苦情窓口

事業所の窓口 社会福祉法人 高陽会 訪問看護ステーション 麒麟		和歌山県紀の川市粉河 951-1 苦情相談受付窓口 電話 0736-74-3116
市町村の窓口	紀の川市役所	和歌山県紀の川市西大井 338 福祉部 高齢介護課 電話 0736-77-2511
	岩出市役所	和歌山県岩出市西野 209 生活福祉部 保険介護課 電話 0736-62-2141
公的団体の窓口 和歌山県国民健康保険団体 連合会		和歌山市吹上二丁目 1 番 22-501 号(日赤会館内) 介護サービス苦情相談窓口 電話 073-427-4662
社会福祉法人和歌山県社会福祉 協議会		和歌山市手平 2 丁目 1-2 和歌山県運営適正化委員会 電話 073-435-5527

16. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

17. 協力医療機関

名称	住所	主な診療科目
公立那賀病院	紀の川市打田	総合病院
富田病院	岩出市紀泉台	内科 胃腸科 循環器科 呼吸器科 放射線科
殿田胃腸肛門病院	岩出市宮	胃腸科 内科 外科
高木内科	紀の川市粉河	内科 呼吸器科 心療内科
矢野医院	紀の川市桃山町	内科 外科
長雄整形外科医院	紀の川市下井阪	整形外科
泉谷眼科	紀の川市上野	眼科
泉谷皮膚科	岩出市根来	皮膚科
たね耳鼻咽喉科	紀の川市貴志川町	耳鼻咽喉科
神野歯科医院	紀の川市粉河	歯科
岡本歯科医院	紀の川市粉河	歯科
栗山クリニック	橋本市高野口町	外科

18. 当法人の概要

名称 法人種別	社会福祉法人 高陽会
代表者役職 氏名	理事長 高木 洋
本部所在地	和歌山県紀の川市黒土 153 番地
電話番号	0736-73-5881
HP	http://www.koyokai.or.jp/



運営する事業

【特別養護老人ホーム高陽園】（介護老人福祉施設）

- ・ 高陽園ショートステイ（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）
- ・ 高陽園診療所
- ・ 生活管理短期宿泊事業

【介護老人保健施設さくらの丘】（介護老人保健施設）

- ・ 介護老人保健施設さくらの丘（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

- ・ 介護老人保健施設さくらの丘（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）
- ・ さくらの丘訪問リハビリテーション（訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ）
- ・ 外出支援（移送）サービス
- ・ グループホームさくらの丘（認知症対応型共同生活介護・
介護予防認知症対応型共同生活介護）

【総合福祉センター風の里】

- ・ グループホーム風の里（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ・ 風の里デイサービスセンター
（通所介護・第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)）
- ・ 生活支援ハウス十人の家（高齢者生活支援ハウス）
- ・ 風の里ホームヘルプサービス（訪問介護・第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)・居宅介護・重度訪問介護）
- ・ 高陽会居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
- ・ 訪問看護ステーション麒麟（訪問看護・介護予防訪問看護）
- ・ 小規模多機能型居宅介護 風の家

【総合福祉センター風倶楽部】

- ・ 風倶楽部デイサービスセンター
（通所介護・第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)）
- ・ 風倶楽部ケアプランセンター（居宅介護支援）
- ・ グループホーム風倶楽部（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【グループホーム風の里】（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【福祉センターのぞみ野】

- ・ グループホームのぞみ野（認知症対応型共同生活介護）
- ・ 認知症対応型通所介護のぞみ野（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

【幼保連携型認定こども園 城東こども園】

【幼保連携型認定こども園 浜風こども園】

<事業者名> 訪問看護ステーション 騏 麟 (和歌山県指定 3061290064)

<住 所> 和歌山県紀の川市粉河 951-1

<代表者名> 社会福祉法人 高陽会 理事長 高木 洋 印

説明担当者：_____ 印

担当者より重要事項説明書による説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 (氏名) _____ 印

利用者家族代表者・
代理人 (氏名) _____ 印

(利用者との続柄 _____)

【介護保険】基本料金

要介護

令和 6 年 6 月改定

《訪問看護》	利用者負担額		
	1 割	2 割	3 割
訪看Ⅰ 1（20 分未満）	314 円	628 円	942 円
訪看Ⅰ 2（30 分未満）	471 円	942 円	1,413 円
訪看Ⅰ 3（30 分以上 1 時間未満）	823 円	1,646 円	2,469 円
訪看Ⅰ 4（1 時間以上 1 時間 30 分未満）	1,128 円	2,256 円	3,384 円
訪看Ⅰ 5（1 回 20 分）※	294 円	588 円	882 円
訪看Ⅰ 5（1 回 40 分）※	588 円	1,176 円	1,764 円

※理学療法士・作業療法士による訪問

要支援

《介護予防訪問看護》	利用者負担額		
	1 割	2 割	3 割
予訪看Ⅰ 1（20 分未満）	303 円	606 円	909 円
予訪看Ⅰ 2（30 分未満）	451 円	902 円	1,353 円
予訪看Ⅰ 3（30 分以上 1 時間未満）	794 円	1,588 円	2,382 円
予訪看Ⅰ 4（1 時間以上 1 時間 30 分未満）	1,090 円	2,180 円	3,270 円
予訪看Ⅰ 5（1 回 20 分）※	284 円	568 円	852 円
予訪看Ⅰ 5（1 回 40 分）※	568 円	1,136 円	1,704 円
理学療法士/作業療法士 利用開始日の属する月から 12 月超の場合	1 回につき 5 単位減算		

※理学療法士・作業療法士による訪問

加算料金

《加算項目》		利用者負担額		
		1 割	2 割	3 割
初回加算	I	350 円	700 円	1,050 円
	II	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算		600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600 円	1,200 円	1,800 円
特別管理加算	I	500 円	1,000 円	1,500 円
	II	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア加算（介護予防を除く）		2,500 円	5,000 円	7,500 円
早朝加算	午前 6 時～午前 8 時	所定単位数の 25%を加算		
夜間加算	午後 6 時～午後 10 時	所定単位数の 25%を加算		
深夜加算	午後 10 時～午前 6 時	所定単位数の 50%を加算		

《保険適応外料金》

処置料（死後の処置）	35,000 円
------------	----------

【医療保険】

基本料金【基本療養費＋管理療養費＋加算】

令和 6 年 6 月改定

＜訪問看護基本療養費＞			利用者負担額		
【訪問看護基本療養費（Ⅰ）】		利用料金	1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費 ＜保健師、看護師の場合＞	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
理学療法士・作業療法士の場合		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
【精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）】			1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護療養費 ＜保健師、看護師又は 作業療法士の場合＞	週 3 日目まで（30 分以上）	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 3 日目まで（30 分未満）	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週 4 日目以降（30 分以上）	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	週 4 日目以降（30 分未満）	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
＜訪問看護管理療養費＞					
訪問看護管理療養費 1	月の初日の訪問の場合	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目以降の訪問の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
＜加算項目＞					
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上の場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
乳幼児加算（6 歳未満）	下記以外の場合	1,300 円	130 円	260 円	390 円
	別に厚生労働大臣が定める者	1,800 円	180 円	360 円	540 円
複数名訪問看護加算	看護師と他の看護師の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と看護補助者の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝訪問看護加算		午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時	2,100 円	210 円	420 円
深夜訪問看護加算		午後 10 時～午前 6 時	4,200 円	420 円	840 円
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上の場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
24 時間対応体制加算		1 月あたり	6,800 円	680 円	1,360 円
特別管理加算	Ⅰ	1 月あたり（重症度等の高い利用者）	5,000 円	500 円	1,000 円
	Ⅱ	1 月あたり	2,500 円	250 円	500 円
退院時共同指導加算		退院又は退所後の初日に算定	8,000 円	800 円	1,600 円
退院支援指導加算	退院日の翌日以降の初日に算定		6,000 円	600 円	1,200 円
	長時間（90 分以上）の場合		8,400 円	840 円	1,680 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		死亡月 1 回	25,000 円	2,500 円	5,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		1 月あたり	50 円	5 円	10 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		訪問看護管理療養費を算定している場合	780 円	78 円	156 円

＜保険適応外料金＞

処置料（死後の処置）	35,000 円
------------	----------